

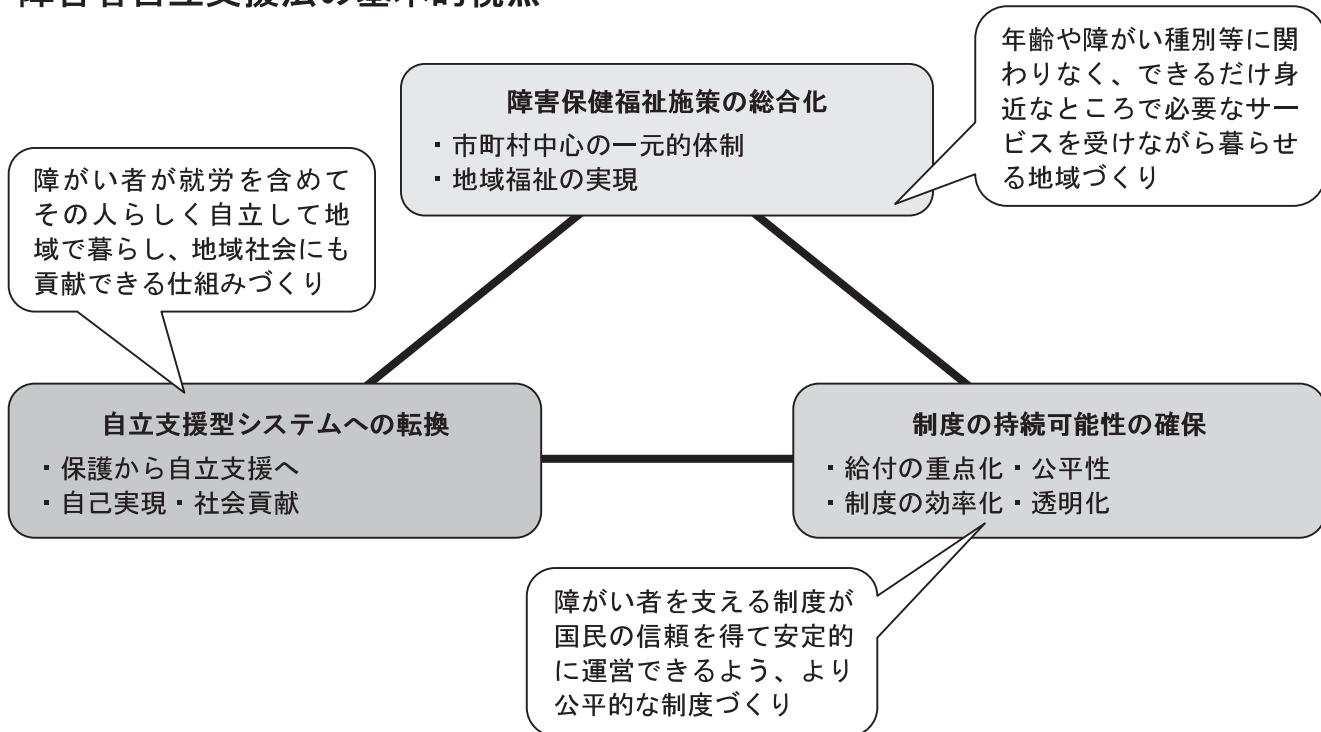
第2章 障がい者福祉施策の概要

1 障害者自立支援法の施行

平成17年10月、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、障害者自立支援法が成立し、平成18年4月から一部施行、同10月から本格施行されました。

これは、「障害者基本法」を上位法に、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、さらには「児童福祉法」（一部）という4つの個別法のうち、サービス給付に関する部分を一元化し、障害保健福祉施策の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続性の確保を目指すものです。

障害者自立支援法の基本的視点



(資料: 厚生労働省資料)

障がい者支援の法体系

障害者基本法 (障がい者の自立と社会参加を支援する基本理念や基本的事項を規定)			
障害者自立支援法 (3障害共通のサービス給付に関する事項を規定)			
身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
・身体障害者の定義 ・福祉の措置等	・福祉の措置等	・精神障害者の定義 ・措置入院等	・児童の定義 ・福祉の措置等

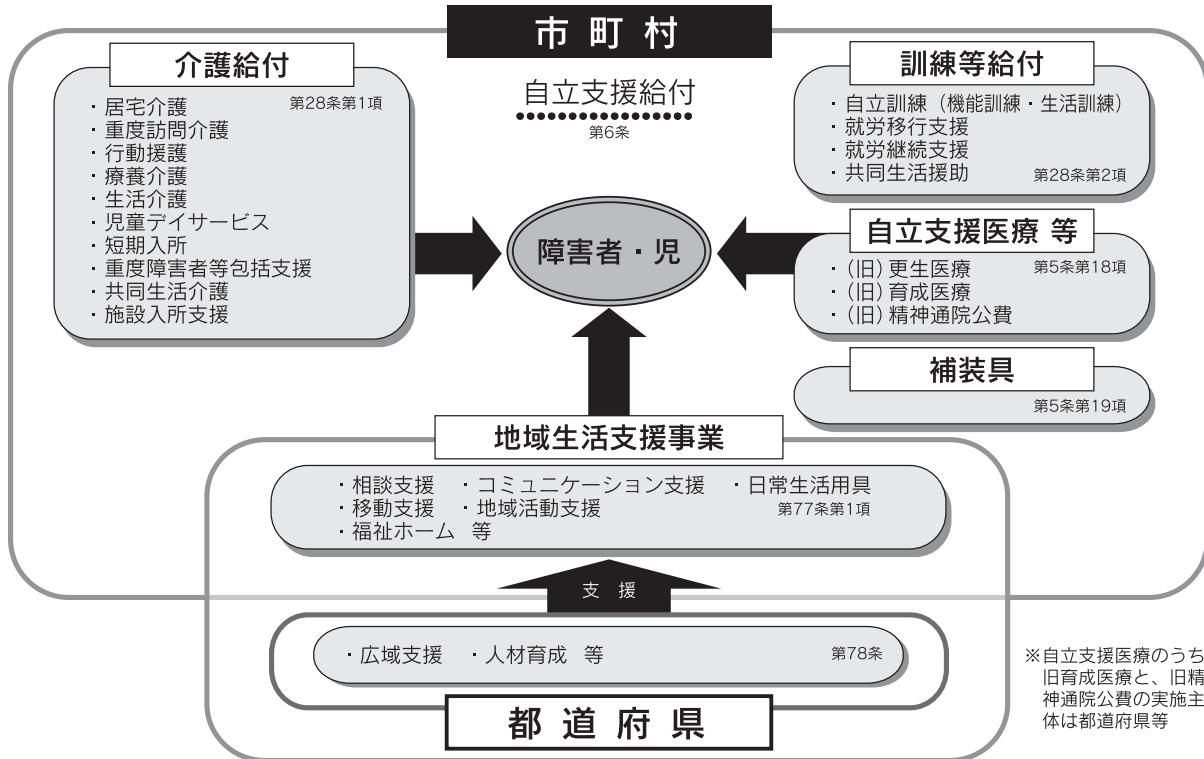
障害者自立支援法では、それまでの障害者福祉サービスに関する制度（支援費制度等）の課題を踏まえ、「①国の負担を明確化するとともに、利用者も応分の費用を負担」し、「②市町村を主体に、身体障がい、知的障がい、精神障がいで共通した客観的なルール、プロセスでサービスを提供」し、「③就労支援を強化し、在宅移行を一層進める」ことを目指しました。

障害者自立支援法による改革

旧制度の問題点	障害者自立支援法による改革
(1)障害施策の一元化を図る必要性 ・3障害のばらばらの制度体系 ・精神障がい者は支援費制度の対象外 ・実施主体は都道府県、市町村に二分化	・3障害の制度格差を解消し、精神障がい者を対象に ・市町村に実施体制を一元化し、都道府県はこれをバックアップ
(2)利用者本位のサービス体系に再編する必要性 ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系である ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態がかけ離れている	・33種類の施設体系を6つの事業（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援）に再区分 ・日中活動の場と生活の場を分離し、地域と交わる暮らしの拡大 ・NPOなどの多様な社会資源を活用する
(3)就労支援の抜本的強化を図る必要性 ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所し、自立生活への移行につながっていない状況にある ・就労を理由とする施設退所者は1%と極めて少ない	・新たな就労支援事業所（就労移行支援・就労継続支援）を創設 ・雇用施策との連携を強化
(4)支給決定のルール、プロセスを透明化、明確化する必要性 ・支援の必要性を判定する客観的基準がない ・支給決定プロセスが不明確である	・支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を創設 ・市町村審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化
(5)安定的な財源の確保を図る必要性 ・今後も新規利用者は急増する見込みである ・国の費用負担の仕組みが毎年の予算折衝の影響を受け、不確実である	・国が費用の1/2を義務的に負担することで負担責任を明確化 ・利用者も応分の費用を負担し、みんなで支える仕組みに

障害者自立支援法に基づくサービスは、国・都道府県・市町村が義務的に費用を負担する「自立支援給付」（介護給付、訓練等給付、補装具費の支給、自立支援医療、指定相談支援）と、市町村事業に対して、国・都道府県が毎年の予算の範囲内で裁量的に財政補助を行う「地域生活支援事業」に区分されています。

また、療護施設、更生施設、授産施設など、通所・入所の旧法に基づく施設サービスは、平成23年度末までに新制度のサービスを行う体制に移行することが義務付けられ、体制が整った施設から隨時移行するという「新法施設移行への猶予期間」が設けられました。



障害者基本法（昭和45年法律第84号） 抜粋

(目的)

第1条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

(基本的理念)

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 抜粋

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もつて障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【参考】障害者自立支援法によるサービスの概要

自立支援給付 訪問系サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分1以上)
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを行います。 (区分4以上+一定要件)
		同行援護 (平成23年10月から)	視覚障がいのため、移動が著しく困難な人に、移動の援護、排せつ、食事の介護など、外出時に必要な支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 (区分3以上+一定要件)
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとくに高い人に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせた包括的な支援を行います。 (区分6+一定要件)
	日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、施設において入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動の機会などを提供します。 (区分3以上(50歳以上は区分2以上))
訓練等給付	介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 (区分5以上+一定要件)
		児童デイサービス (平成24年4月から 児童福祉法に移行)	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
		短期入所 (ショートステイ)	普段、自宅で介護している人が病気の場合などに、短期間、施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分1以上)
		自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	訓練等給付	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 (A型、B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
居住系サービス	介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分4以上(50歳以上は区分3以上))
		共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分2以上)
	訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立支援医療(更生医療)		身体に障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいの軽減などを目的とした医療費の一部を助成します。
			精神医療の適切な普及を図ることを目的に、通院において提供される精神障がいに対する医療費の一部を助成します。
		補装具	身体の障がいを補うために必要な、義肢・装具、車いすなどの補装具に係る費用の一部を助成します。
地域生活支援事業	相談支援		障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。
	コミュニケーション支援		聴覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通の支援を行います。
	日常生活用具		障がいのある人に対し、日常生活を容易にするための用具の給付を行います。
	移動支援		屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に、介護給付などによる外出の支援が受けられない、余暇活動などの外出の支援を行います。
	地域活動支援センター		障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など、場を提供します。
	日中一時支援事業		障害のある方の日中における活動を確保し、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。
	その他の事業		地域の実情に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

2 障害者自立支援法施行後の国の動向

障害者自立支援法は、施行後においても、障害福祉サービスの利用の利便性を考慮した施策を講じてきました。平成19年度から「障害者自立支援法円滑施行特別対策」が、平成20年度から「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」が実施され、低所得世帯の月額負担上限額の軽減（特別対策・緊急措置）や個人単位を基本とした所得段階区分の設定（緊急措置）などの改善措置が行われてきました。

平成21年12月には、障がい者制度の集中的改革を行うため、「障がい者制度改革推進本部」が内閣に、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が厚生労働省に設置され、平成18年に国連総会において採択された「障がい者の権利に関する条約」の批准を見据えながら、障がい者施策全般にわたる制度改革に向けた協議や、平成25年を目途に障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法（仮称）」の制定を目指すこととなりました。

また、平成22年12月には「整備法」が公布され、利用者負担の見直しや相談支援の更なる充実等が図られているところです。

障害者自立支援法等改正法の概要

新たな施策	内 容	施行日
障がい者の定義の見直し	・発達障がいが法の対象となることを明確化	平成22年 12月10日施行
地域における自立した生活のための支援の充実	・グループホーム・ケアホーム利用の際の家賃助成の創設 ・地域生活支援事業の移動支援のうち、重度の視覚障がい者へのサービスを同行援護として自立支援給付へ移行	平成23年 10月1日施行
利用者負担の見直し	・利用者負担について、応能負担を原則化 ・障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減	平成24年 4月1日施行
相談支援体制の充実	・「計画相談支援」の制度化、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化、自立支援協議会を法律上の位置付けの明確化、市町村での基幹相談支援センターの設置(任意事業)	平成24年 4月1日施行
障害児支援の強化	・障がい種別等で分かれている施設の一元化(障害児通所支援・障害児入所支援) ・通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行 ・障害児施設、児童デイサービスが廃止され、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設	平成24年 4月1日施行

3 障がいのある人の現況

(1) 総人口の推移

岩見沢市の住民基本台帳人口は、近年、減少傾向が続いており、5年前と比較すると、4.1%減少しています。

住民基本台帳人口の推移(各年度末現在)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人 口	93,570 人	92,799 人	91,915 人	91,191 人	90,553 人	89,770 人
対前年増減数	△69 人	△771 人	△884 人	△724 人	△638 人	△783 人
対前年増加率	△0.07%	△0.82%	△0.95%	△0.79%	△0.70%	△0.86%

平成 29 年度を目標年に策定された「新岩見沢市総合計画基本計画」では、平成 12 年と平成 17 年の国勢調査結果を基に、コーホートセンサス変化率法で将来人口を推計し、目標年次である平成 29 年の本市の総人口を 83,800 人と想定しています。平成 22 年の国勢調査の結果でも、総人口は減少しており、年齢構成をみても一段と高齢化が進んでいくことが見込まれています。

年齢階層別人口推計(新岩見沢市総合計画基本計画)

	平成12年	平成17年	平成29年(推計)
総 人 口	96,302人	93,677人	83,800人
年少人口 (15歳未満)	13,267人 (13.8%)	11,558人 (12.3%)	8,900人 (10.6%)
生産年齢人口 (15~64歳)	63,236人 (65.7%)	59,582人 (63.6%)	47,700人 (56.9%)
老人人口 (65歳以上)	19,793人 (20.6%)	22,537人 (24.1%)	27,200人 (32.5%)
世 帯 数	36,941世帯	37,322世帯	34,500世帯

※ 平成 12 年の総人口には 6 名の年齢不詳を含む。

(2) 障害者手帳所持者数の推移

総人口が減少傾向で推移している中、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のすべての所持者数が増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障害者手帳	4,836人	4,959人	4,997人	5,001人	5,065人	5,069人
療育手帳	638人	666人	690人	719人	757人	780人
精神障害者保健福祉手帳	288人	281人	288人	282人	292人	328人
計	5,762人	5,906人	5,975人	6,002人	6,114人	6,177人

(3) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成22年度末現在で5,069人となっており、5年前と比較して233人、4.8%増加しています。構成比をみると、各年度とも等級別では、1級及び4級の方の占める割合が高く、部位別では肢体不自由の方の占める割合が最も高くなっています。

身体障害者手帳所持者数(各年度末現在)

【等級別】

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者数	4,836人	4,959人	4,997人	5,001人	5,065人	5,069人
1級	1,348人 (27.9%)	1,381人 (27.8%)	1,411人 (28.2%)	1,414人 (28.3%)	1,455人 (28.7%)	1,446人 (28.5%)
2級	890人 (18.4%)	901人 (18.2%)	884人 (17.7%)	870人 (17.4%)	853人 (16.9%)	850人 (16.8%)
3級	713人 (14.7%)	732人 (14.8%)	741人 (14.8%)	737人 (14.7%)	750人 (14.8%)	751人 (14.8%)
4級	1,000人 (20.7%)	1,062人 (21.4%)	1,095人 (21.9%)	1,135人 (22.7%)	1,171人 (23.1%)	1,206人 (23.8%)
5級	382人 (7.9%)	391人 (7.9%)	395人 (7.9%)	376人 (7.5%)	376人 (7.4%)	372人 (7.3%)
6級	503人 (10.4%)	492人 (9.9%)	471人 (9.4%)	469人 (9.4%)	460人 (9.1%)	444人 (8.8%)

【障がい部位別】

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者数	4,836人	4,959人	4,997人	5,001人	5,065人	5,069人
視覚	328人 (6.8%)	329人 (6.6%)	322人 (6.4%)	325人 (6.5%)	325人 (6.4%)	317人 (6.2%)
聴覚・平衡機能	544人 (11.2%)	553人 (11.2%)	551人 (11.0%)	539人 (10.8%)	536人 (10.6%)	518人 (10.2%)
音声・言語	47人 (1.0%)	45人 (0.9%)	47人 (0.9%)	45人 (0.9%)	46人 (0.9%)	46人 (0.9%)
肢体	2,922人 (60.4%)	3,024人 (61.0%)	3,048人 (61.0%)	3,041人 (60.8%)	3,078人 (60.8%)	3,080人 (60.8%)
乳幼児期以前の 非進行性の脳病変	49人 (1.0%)	50人 (1.0%)	47人 (0.9%)	47人 (0.9%)	46人 (0.9%)	44人 (0.9%)
内部*	946人 (19.6%)	958人 (19.3%)	982人 (19.7%)	1,004人 (20.1%)	1,034人 (20.4%)	1,066人 (21.0%)

* 平成22年4月から肝臓機能障がいが追加

(4) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は平成22年度末現在で780人となっており、5年前と比較して142人、22.3%の増加となっています。

療育手帳所持者数(各年度末現在)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者数	638人	666人	690人	719人	757人	780人
A(最重度・重度)	261人 (40.9%)	268人 (40.2%)	277人 (40.1%)	286人 (39.8%)	292人 (38.6%)	305人 (39.1%)
B(中度・軽度)	377人 (59.1%)	398人 (59.8%)	413人 (59.9%)	433人 (60.2%)	465人 (61.4%)	475人 (60.9%)

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成22年度末現在で328人となっており、5年前と比較して40人、13.4%の増加となっています。

手帳の有無に関わらず、自立支援医療（精神通院医療）の利用者は、平成22年度末現在、1,218人で、手帳所持者数を大きく上回っており、潜在的な精神障がい者数は、さらに多いと思われます。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者数	288人	281人	288人	282人	292人	328人
1級	43人 (14.9%)	38人 (13.5%)	34人 (11.8%)	34人 (12.1%)	33人 (11.3%)	42人 (12.8%)
2級	191人 (66.3%)	172人 (61.2%)	185人 (64.2%)	180人 (63.8%)	177人 (60.6%)	192人 (58.5%)
3級	54人 (18.8%)	71人 (25.3%)	69人 (24.0%)	68人 (24.1%)	82人 (28.1%)	94人 (28.7%)

(6) 障害者手帳所持者の年齢構成

手帳所持者数を年齢別でみると、平成19年度末から平成22年度末までの3年間で、65歳以上の人気が増加しています。

障がい別年齢構成別 障害者手帳所持者数

年齢階級	平成19年度末現在				平成22年度末現在			
	身体	知的	精神	合計	身体	知的	精神	合計
0~4	5人	8人	0人	13人	10人	9人	0人	19人
5~9	25人	32人	0人	57人	18人	37人	0人	55人
10~14	30人	58人	0人	88人	18人	48人	0人	66人
15~17	13人	42人	1人	56人	23人	56人	1人	80人
18歳未満計	73人 (1.5%)	140人 (20.3%)	1人 (0.3%)	214人 (3.6%)	69人 (1.4%)	150人 (19.2%)	1人 (0.3%)	220人 (3.6%)
18~19	15人	22人	0人	37人	9人	36人	0人	45人
20~24	28人	72人	3人	103人	37人	68人	4人	109人
25~29	44人	69人	7人	120人	31人	80人	9人	120人
30~34	74人	89人	28人	191人	62人	73人	24人	159人
35~39	72人	55人	36人	163人	70人	90人	44人	204人
40~44	93人	47人	44人	184人	76人	54人	44人	174人
45~49	151人	40人	33人	224人	135人	49人	38人	222人
50~54	209人	37人	36人	282人	204人	39人	44人	287人
55~59	384人	39人	40人	463人	290人	39人	43人	372人
60~64	417人	22人	22人	461人	459人	36人	39人	534人
18歳以上 65歳未満計	1,487人 (29.8%)	492人 (71.3%)	249人 (86.5%)	2,228人 (37.3%)	1,373人 (27.1%)	564人 (72.3%)	289人 (88.1%)	2,226人 (36.0%)
65~69	542人	27人	25人	594人	533人	22人	19人	574人
70~74	672人	17人	8人	697人	636人	18人	13人	667人
75~79	789人	12人	4人	805人	824人	17人	6人	847人
80~84	742人	2人	1人	745人	747人	9人	0人	756人
85~89	433人	0人	0人	433人	560人	0人	0人	560人
90~94	185人	0人	0人	185人	227人	0人	0人	227人
95~	74人	0人	0人	74人	100人	0人	0人	100人
65歳以上計	3,437人 (68.8%)	58人 (8.4%)	38人 (13.2%)	3,533人 (59.1%)	3,627人 (71.5%)	66人 (8.5%)	38人 (11.6%)	3,731人 (60.4%)
合計	4,997人	690人	288人	5,975人	5,069人	780人	328人	6,177人

(7) 障害程度区分認定状況

障害者自立支援法では、介護給付のサービスを利用する際に、それぞれの利用者が、支援の必要性に応じたサービスを受けられるよう、「障害程度区分」が導入されました。

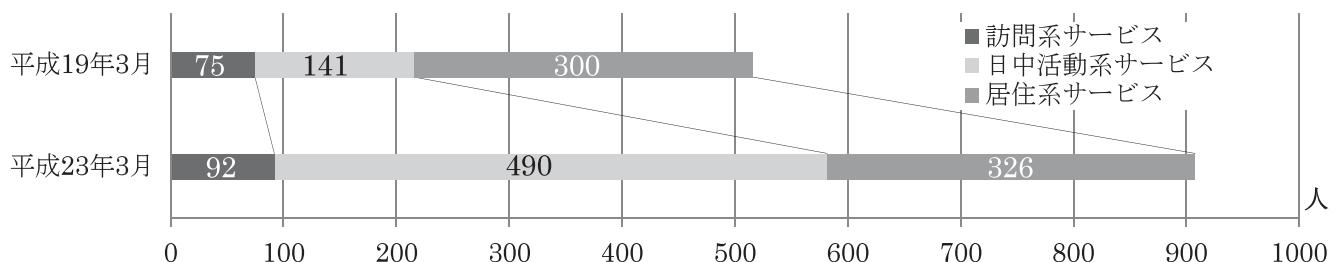
平成20年度以降、認定件数が多くなっていますが、これは、障害程度区分の有効期間が一般的に3年間とされていることから、障害程度区分の再認定による利用者が多く含まれているためです。

障害程度区別認定件数

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	累計
区分6	19件 (8.3%)	35件 (25.2%)	54件 (12.6%)	83件 (15.1%)	85件 (14.5%)	276件 (14.3%)
区分5	12件 (5.2%)	32件 (23.0%)	52件 (12.2%)	66件 (12.0%)	72件 (12.3%)	234件 (12.1%)
区分4	27件 (11.8%)	24件 (17.3%)	79件 (18.5%)	94件 (17.1%)	92件 (15.7%)	316件 (16.4%)
区分3	65件 (28.4%)	25件 (18.0%)	97件 (22.7%)	123件 (22.4%)	127件 (21.7%)	437件 (22.7%)
区分2	83件 (36.2%)	18件 (12.9%)	104件 (24.4%)	131件 (23.9%)	145件 (24.8%)	481件 (24.9%)
区分1	23件 (10.0%)	5件 (3.6%)	41件 (9.6%)	52件 (9.5%)	64件 (11.0%)	185件 (9.6%)
非該当	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
計	229件	139件	427件	549件	585件	1,929件

(8) 障害福祉サービスの利用状況

平成23年3月における岩見沢市の障害福祉サービスの利用者数は、訪問系サービスが92人、日中活動系サービスが490人、居住系サービスが326人で、平成19年3月と比較すると、各区分とも増加しています。



4 障がいのある人の意向調査結果

(1) 障がい者ニーズ実態調査の実施と分析

岩見沢市では、「岩見沢市障がい福祉計画（第3期）」を策定するに当たり、平成23年12月に、18歳から64歳までの障害福祉サービスを利用されている方500人に対してアンケート調査を実施し、311人（回答率62.2%）から回答を得ました。

生活の場所について

希望する暮らし 現在の状況	ひとりで暮らしたい	家族と一緒に暮らしたい	仲間と共同生活がしたい	入所施設で暮らしたい	今までよい	無回答	合計
ひとりで暮らしている		4人	2人	2人	16人	4人	28人
家族と一緒に暮らしている	12人		22人	8人	80人	10人	132人
グループホーム・ケアホームで暮らしている	11人	7人		2人	36人	5人	61人
施設に入所している	7人	17人	7人		35人	23人	89人
無回答	0人	0人	0人	0人		1人	1人
合計	30人	28人	31人	12人	167人	43人	311人

今後どのような暮らしを希望するか質問したところ、「今までよい」という回答が167人と、約半数を占めています。

この結果から、個々に利用されている現在のサービス見込量を確保する必要があるとともに、「仲間と共同生活がしたい」と回答した「家族と一緒に暮らしている方」22人や、「家族と一緒に暮らしたい」と回答した「施設に入所している方」17人など、地域での暮らしを望む回答もあることから、グループホーム・ケアホームや居宅介護の必要性も高いことがわかりました。

また、「入所施設で暮らしたい」と回答した在宅者12人の理由として、同居家族（介助者）の高齢化による介護不能についての不安が多く、一人暮らしでも安心して暮らすことが出来るサービスの確保が必要なことがわかりました。

今後希望する暮らしにおいて必要なサービスについて(複数回答)

希望する暮らし	希望するサービス	掃除や洗濯、食事の準備などを手伝ってほしい	入浴や排せつの援助をしてほしい	自立するための訓練を行いたい	通院するときに病院まで同行してほしい	外出するとき(通院以外)、目的地まで同行してほしい	その他	無回答	合計
ひとり暮らししたい	11人	4人	20人	6人	3人	2人	1人	47人	
家族と一緒に暮らししたい	10人	2人	6人	9人	5人	3人	3人	38人	
仲間と共同生活がしたい	14人	1人	9人	9人	10人	1人	1人	45人	
入所施設で暮らししたい	7人	2人	2人	10人	5人	0人	0人	26人	
今のままでよい (すべて在宅生活者)	43人	22人	33人	43人	41人	15人	28人	225人	
無回答	2人	0人	0人	0人	1人	1人	5人	9人	
合計	87人	31人	70人	77人	65人	22人	38人	390人	

今後、希望する暮らしにおいてどのようなサービスを必要としているか質問したところ、87人の方が「掃除や洗濯、食事の準備などを手伝ってほしい」と回答しています。また、77人の方が「通院するときに病院まで同行してほしい」、65人の方が「外出するとき(通院以外)、目的地まで同行してほしい」と回答しており、移動に関する支援についても多くの方が望んでいることがわかりました。

また、70の方から「自立するための訓練を行いたい」という回答を得ており、自立に関する助言や情報提供を、相談支援を通じて行っていく必要があると分析しました。

これらの結果から、家事援助や通院等介助、地域生活支援事業で展開している移動支援事業等のサービスを確保していく必要があることがうかがえます。

将来の就労希望について

現在、日中過ごしている場所	将来の就労希望	正社員・正職員として働きたい	アルバイト、パートとして働きたい	自営業を営みたい	その他	無回答	合計
家で過ごしている	5人	4人	1人	11人	5人	26人	
作業所などに通所している	44人	44人	1人	49人	26人	164人	
会社で働いている	5人	0人	0人	0人	0人	5人	
無回答	2人	0人	0人	0人	2人	4人	
合計	56人	48人	2人	60人	33人	199人	

将来の就労希望については、「家で過ごしている方」、「作業所などに通所している方」、「会社で働いている方」合わせて 199 人（「無回答」含む）に希望する就労形態について質問したところ、56 人の方が「正社員・正職員として働きたい」、48 人の方が「アルバイト、パートとして働きたい」と回答しており、104 人の方が社会に出て働くことを希望していることがわかりました。

なお、「その他」と回答した方の意見として、障がいや疾病を理由に就労を希望していないとするものが多くありました。

この結果から、障がいのある方の一般就労を推進するためには、障がいがあっても一般就労への希望を持つ事が出来るような地域社会の創出や、関係機関の理解が重要であると考えられます。